主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人伊賀満の上告趣意は、判例違反を主張するけれども、被告人に所論のような返還請求権があり、その権利の行使として本件行為に出でたものであることは、第一審判決及び原判決の認めていないところであるから、判例違反の主張はその前提を欠き、採用できない。また本件につき、記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

## 昭和二八年六月三〇日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎